

令和3年12月15日

報道関係者 各位

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金の支給について

標記の件について、下記のとおり「子育て世帯への臨時特別給付金」を支給しますのでお知らせします。

記

1. 支給対象者 0歳～18歳までの児童を養育しており、家計の中心者（所得の高い方）の所得が児童手当の所得制限限度額内の父母等に支給します。

※支給対象者については以下のとおりです。

- ①令和3年9月分の児童手当（特例給付を除く）受給者
- ②高校生等（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）
の児童の父母等
- ③令和3年9月1日～令和4年3月31日までに生まれた新生児
の父母等（特例給付を除く）

※保護者の所得が児童手当（特例給付を除く）の支給対象となる金額と同等未満の場合

2. 支給額 児童一人につき10万円

3. 支給について ○申請不要の方…振込日 令和3年12月24日（金）

- ・令和3年9月分の児童手当（特例給付を除く）受給者
- ・上記の世帯に兄弟となる高校生等がいる父母等
- ・令和3年9月1日～10月31日生まれの新生児の父母等

*支給対象児童数 約5,200人

○申請が必要な方…審査・支給決定後、指定口座へ随時振り込み

- ・高校生等（平成15年4月2日～平成18年4月1日生）の児童の父母等
- ・平成15年4月2日以降生まれの児童を養育している父母等で、
所属庁から児童手当を受給している公務員等
- ・令和3年11月1日～令和4年3月31日生まれの新生児の父母等

4. 概 要 【目的】

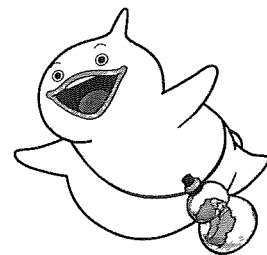
令和3年11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」として、子育て世帯を支援するため臨時特別給付金を支給するものです。

*全体の支給対象児童見込数・約7,550人

有明海にひらく湧水あふれる 火山と歴史の田園都市 島原



担当・島原市こども課 こども家庭班
電話・0957-63-1111（内線278、279）
E-mail・kodomo@city.shimabara.lg.jp



島原守護神 しまばらん